

地域で支える グループホームの 整備促進

兵庫県



人口：5,660,302人（H25.3末）
特徴：本州の中西部に位置し、
みなとまち神戸や、世界遺産
姫路城が有名。都市から農山
村、離島まで、様々な地域で
構成され多様な気候と風土を
有する、いわば「日本の縮
図」。

障害の有無にかかわらず、誰もが互いの人格・個性を尊重し、地域の中で支え合いながら共に暮らしていけるようにするため、兵庫県では、従来から入居者への家賃助成や入居までの訓練を目的としたチャレンジホームなど、様々な独自施策を展開することで、グループホームの整備を推進してきた。

しかしながら、必ずしも整備が進んでいない状況を踏まえ、利用希望者・事業者双方の選択の幅を広げることで、グループホームの整備促進を図るため、平成24年10月、設置場所に係る基準を緩和し、既存施設に隣接する形での設置が可能となるよう条例で定めた。



兵庫県内で設置されているグループホーム

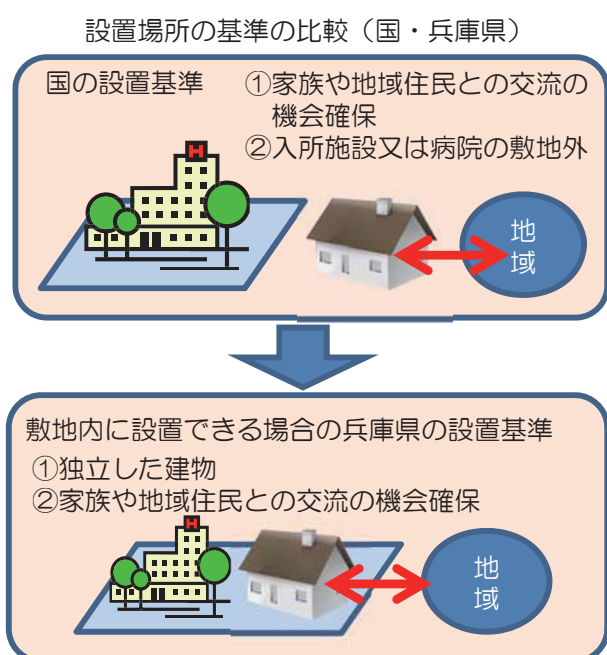
地域生活の定着支援の課題

兵庫県では、障害者の自立を支援する施設のうちグループホーム（共同生活援助）の整備を進めるため、独自に家賃助成や移行のためのチャレンジホームを実施しているが、整備が進んでいない状況があった。

障害者の自立を促進するための独自基準

従来、国の基準では、グループホームは障害者の自立促進の観点から原則として入所施設や病院の敷地内に設置できないこととされていたが、第1次一括法により障害者自立支援法が改正され、設備及び運営に関する基準が条例に委任され、設置場所については「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、兵庫県では、平成24年10月、入所施設等からの地域移行促進及び入所施設等との連携を推進するため、「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例」において、障害者の自立を促進するため独立した住居で、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流を確保するなどの条件を満たした場合に限って、障害者の入所施設や病院の敷地内にグループホームが設置できるように基準を緩和した（即日施行）。



グループホーム整備を促進

現在、この基準により新たに1施設（定員7人）の設置が検討されており、グループホームを設置するために、別途土地を用意しなくても、既存の施設に隣接して設置することが可能となり、別途調整を進めてきた市街化調整区域内での設置容認と合わせて、施設の整備促進につなげていった。

これにより、利用者の選択の幅が広がることから、地域生活への移行をさらに推進することができる。

地方分権改革との関連

第1次一括法による障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正で、グループホームの設備・運営基準は条例に委任され、職員、職員数、居室の床面積、処遇及び安全確保など運営に関する事項は「従うべき基準」、入所定員は「標準」、その他の事項が「参酌すべき基準」とされた。

この結果、設置場所は国の基準を参酌し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ



グループホームの推進方策として、①市街化調整区域内での設置容認、②入所施設等と同一敷地内での設置要件緩和等を進めることとし、関係者の意見を聴取したところ、当初は家族会の一部から「病院や施設の別棟で小規模化に過ぎない」と反対の声が上がりました。

そこで、外観的にも施設等と一体的でないこと、塀・柵などにより施設等と区分されていることなどの要件を設けることにより、合意を得られ、条例を定めることができました。

（兵庫県障害福祉課障害政策班長
斎藤 信広氏）